

服装・頭髪などに関する基本事項

- (1) 生徒は本校生としての誇りを常に持ち、常に清潔で端正な姿勢を保つために、服装及び頭髪に関する諸規定を守ること。
- (2) 端正な髪型を心がけ、加工をしてはならない。パーマ・染色・脱色などの頭髪加工、付け毛などは禁止する。
- (3) 全体的に清潔感のある姿を心がけ、化粧・マニキュア・口紅・アクセサリーなど学校生活に不要なものは禁止する。
- (4) 登下校時及び学校における活動の際には、長期休業中も制服を着用する。ただし、学校行事などに際して特別な理由がある場合にはその限りではない。この場合には顧問など指導者の指示を守ること。
- (5) 更衣の時期は特に指定しない。
- (6) 制服の着用には、常にきちんと着こなし、着崩してはならない。なお、制服の着用規定は以下の通り。
 - ① 制服
 - 男子
 - ・ブレザー
 - ・スラックス（ベルト着用）
 - ・ワイシャツ
 - ・ベスト、セーター
 - ・ネクタイ（半袖シャツのみ着用時は不要）
 - 女子
 - ・ブレザー
 - ・スカート
 - ・スラックス（ベルト着用）
 - ・ブラウス
 - ・ベスト、セーター
 - ・リボン（半袖ブラウスのみ着用時は不要）
 - ・ネクタイ（スラックス時のリボンの代用）
 - ② 靴 革靴あるいは運動靴
 - ③ ソックス 無地のもの（ワンポイントは可）
 - ④ 鞆 本校指定のもの（前期課程）
 - ⑤ 防寒具 登下校時には華美でないコート・マフラーを着用してもよい。
（コート・ジャンパーの下に制服上着着用）
 - ⑥ 帽子 熱射病予防のため登下校時は着用してもよい。
- (7) 特別な事情により規定の服装ができない場合には、異装届を提出し、生活支援部の許可を受ける。